

雇用関係助成金の情報

●成長分野等人材育成支援事業の支給要件緩和

- ①従来、職業訓練について「実施期間が原則1年」のものを要件としていたところ、「Officer訓練に必要な時間数が確保される場合は実施期間は6ヶ月以上」と緩和されました。
- ②要件として「Officerは、労働者の所定労働時間内に実施される訓練が、原則として総訓練時間数の3分の2以上であること」という規定がありましたが、この要件自体が撤廃されました。
- ③平成23年7月26日より支給対象となる職業訓練計画から支給要件緩和の対象になります。

以前の号で紹介しましたので、詳細については割愛しますが、教育訓練費用に対する助成金です。以下支給ポイントを簡単にまとめてみます。

※支給要件ポイント(脇線部が緩和された内容)

- (1)一定の業務内容に関する教育訓練である
- (2)教育訓練の実施期間は6か月以上(従前は1年以上)
- (3)平成23年度末までに訓練を実施している
- (4)1コースの訓練時間数は10時間以上で、かつ、Officerの訓練コースを含むものである

- (5)Officerは、労働者の所定労働時間内に実施される訓練が、原則として総訓練時間数の3分の2以上である(今回撤廃された)

【成長分野等の解釈】

健康、環境分野および関連するものづくり分野において

とありますので、製造業でも、環境や健康分野に関する製品を製造している場合や、建設業でも、環境や健康分野に関する建築物等を建築している場合では、この助成金の対象となります。

【業種主体が対象となるもの(産業分類)】

- * 林業(中分類02)
- * 電気業(中分類33)
- * 情報通信業(大分類G)
- * 運輸業・郵便業(大分類H)
- * 医療・福祉(大分類P)
- * 廃棄物処理業(中分類88)
- * スポーツ施設提供業(小分類804)
- * スポーツ・健康教授業(細分類8246)

【関連するものづくりで対象となるもの(産業分類)】

- * 建設業(大分類D)
- * 製造業(大分類E)

※留意点

「建設業」「製造業」等については、環境分野や健康分野に関する建築物を建築するなどの要件を満たす事業を行っている場合に限られます。また、この助成金は平成24年3月31日までの時限立法ですので留意する必要があります。ただし、利用状況により、制度の延長措置、更なる支給要件の緩和措置も次年度の事業見直しにおいて実施される可能性もあります。現実に使える業種としては、医療・介護分野、情報通信分野、限定的に建設業、製造業といったところでしょうか。